提出順番	No. 7	令和 8 年 2 月 26 日 午前・(午後) 5 時 25 分受領

令和８年２月26日

幕別町議会議長　寺林　俊幸　様

幕別町議会議員　谷口　和弥

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨
子どもや若者が幸せを実感できるまちに	厚生労働省は今年１月30日、全国の児童相談所が2024年度に児童虐待の相談を受けて対応した件数は22万3,691件と発表された。あわせて相談経緯の割合は、警察などからの通告が51.7％、近隣・知人は8.9％、家族・親戚は8.4％、児童本人は1.5％、市町村保健センターは0.1％、保育所などの児童福祉施設が1.5％、児童委員0.0％、学校・幼稚園・教育委員会などの学校等は8.5％と発表された。 北海道は6,314件で、内訳は子どもの前で家族に暴力を振るうなどの心理的虐待が3,677件、身体的虐待1,389件、ネグレクト（育児放棄）1,161件、性的虐待87件と続いている。 2007年６月に改正された「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」では、第１条で「児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。」としている。 そして、第３条で「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と定め、児童に対する虐待の禁止を定めている。

（注）質問の要旨は、具体的に記載すること。

	ついては、2024年度以降の本町における対応について以下の点を伺う。 1　児童虐待防止法第４条で「国及び地方公共団体の責務等」を８項目定めている。町の責務について、それぞれどのように対応をしているか伺う。 2　児童虐待防止法第５条で「児童虐待の早期発見等」を５項目定めている。町の関わる分野でそれぞれどのように対応をしているか伺う。 3　児童虐待防止法第６条で「児童虐待に係る通告」を３項目と第７条で定めている。町の関わる分野でそれぞれどのように対応をしているか伺う。 4　児童虐待防止法第８条で「通告又は送致を受けた場合の措置」を３項目定めている。町の関わる分野でそれぞれどのように対応をしているか伺う。

（注）質問の要旨は、具体的に記載すること。